

これまでの審議・ヒアリングでの主な意見

※本資料は、ヒアリングで多くの団体から指摘のあった「意思表示」・「窓口組織」について、昨年度より文化審議会著作権分科会において継続して議論を行っていることを踏まえ、今般のヒアリングでの主な意見に加え、昨年度の文化審議会著作権分科会における中間まとめや審議における主な意見を改めて整理のうえまとめたもの。

1. 「意思表示」について

○令和3年度文化審議会著作権分科会における主な意見

- 自らの著作物に関する意思表示を促す仕組みが重要であり、権利情報データベースにもそのような情報を入れるべき。
- CCマークをつけ、意思を宣言するような文化を根づかせていくことが大事である。それがクリエイターの意思の尊重と、利用者の円滑な活用の根本である。
- 意思表示を宣言できる場所が大事だと考える。
- 「権利の上に眠る者」という言葉があるが、著作権者だからと言って、権利の上にとっかり座って本人は何もしないというのではなくて、権利があることに責任を持ち、データベースへの登録や意思表示をする必要があるのではないか。
- 権利処理のイメージ図の意思表示がされていない場合について、拡大集中許諾制度や裁定制度で課題を解決しようとする、正当化根拠があるのかについて、様々な議論が出てきて、なかなか進まない可能性がある。著作権制度の機能不全を起こしているところを何とか突破するために、どの方策であれば、課題を解決できるか、引き続き検討をすべき。
- 「権利者不明」や「意思表示の有無」の判断基準は容易でないので、このことを判断するプロセスを明確にする必要がある。
- 権利処理のイメージ図の中で、意思表示なく、連絡が取れない場合に利活用できるようにするラインがあるが、このこと自体には賛成である。一方で、パブコメでも、アウトオブコマースの利活用の待望論が強かったことを頭に入れて今後検討すべきである。

- アウトオブコマースであり、かつ集中管理がされておらず、しかし拒絶の意思表示がある場合について、アウトオブコマースだからといって利用できるようにすることは、かなりハードルが高い。アウトオブコマースの場合は、意思表示なし、または連絡が取れないという場合が結構あるかもしれないが、必ずしもそうなるとは限らないので、連絡が取れて拒絶の意思表示があった場合に、新しい権利処理の仕組みの対象にするかは、慎重に検討する必要がある。

○文化審議会著作権分科会中間まとめ 概要（令和3年12月） 抄

（目指すべき方向性）

- ・分野横断権利情報データベース等に権利情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、新しい権利処理の仕組みを創設し、当該著作物等を円滑かつ迅速に利用できるようにする。

（意思表示について）

- ・著作物について、その著作権者等による意思表示がされることが重要。その普及啓発とともに、意思表示の在り方や手法、真正性確保、意思表示の有無や著作権者等が不明であることの判断基準・判断プロセスについての検討が必要。

○令和4年度法制度小委員会における主な意見

- ・ データベースを最大限活用し、探索はデータベース限りとするということがいいのではないか。
- ・ 個々の著作物についてのオプトアウトの状況をそのデータベースで管理していくことが適当。
- ・ 分野横断権利情報データベースには著作権等管理事業者の情報が集約される見込みだが、集中管理の状況を考えるとすべての著作物が網羅できるわけではなく、データベースの充実も併せて必要。
- ・ 権利者に新たに意思表示を求めるということであれば、十分な周知期間が必要。
- ・ 権利者の意思表示といっても著作物の種類によっては、多人数で創作されるとか、権利者自体が相続などで非常に多岐にわたるとか、一部の権利者の意思のみ分かっているといったケースも多々ある。
- ・ 利用許諾に係る連絡先や権利の所在のみが示されていることもある。
- ・ UGCコンテンツの投稿サイトにおける利用条件等の記載等も活用すべき。
- ・ 現に意思表示がされているか否かのみではなくて、意思表示の機会が与えられたか否かということも重要。

○令和4年度法制度小委員会第3回参考資料2（ヒアリング資料） 抄

○権利者不明・所在不明の著作物に加え、著作権者が権利を有する著作物の利用に関して「意思表示」を行っていない場合について、当該著作物の利用円滑化の方策を設けることを検討する。

○この「意思表示」の有無の判断については、著作権者の意思を尊重する観点からはその意思を確認できる機会を確保することが重要である。「意思表示」については、著作物の種類やその公表・流通形態により様々であるが、著作物の利用可否のみならず、利用許諾に係る申請連絡先や、その権利の所在が示されている場合も想定される。このため、「意思表示」の有無の判断については、著作物の利用の可否について明記されておらずとも、著作物又はそれに付随して著作権者等に係る情報が示されている場合には、まずは当該情報に基づき、連絡を試み利用許諾をとることを基本としつつ、その上で返答がない場合については、「意思表示」がされていない、として新しい権利処理における暫定的な利用プロセスに入ることを可能とすることとし、著作物の種類やその公表・流通形態も踏まえ、引き続き検討を行う。その際、二次的著作物や、許諾を受けての利用等、著作権者等でない者により公表されている著作物にも留意した検討が必要。

○令和4年度法制度小委員会におけるヒアリングでの主な意見 抄

（意思表示の現状の例）

①データベース

②著作物そのものや著作物に付随した記載

- ・イラスト下部、動画の終わり等のコンテンツ内
- ・書籍や冊子の表紙・奥付やCD/DVD等のパッケージ
- ・ウェブサイト上のコンテンツのキャプションや同一ページの下部
- ・コンテンツ投稿サイトやSNSの当該コンテンツの説明文 等

③権利者又は関係者の公式の情報であることが明らかとなる

- ・団体や企業等が公開し、容易にアクセス可能なデータベースやウェブサイト
- ・コンテンツ投稿サイトやSNSのチャンネル概要、アカウント所有者のプロフィール
- ・展示会の展示作品周辺や作品リスト 等

（主な意見）

- ・著作物の利用は多種多様であり、個別の具体的な利用方法が明らかでないと利用の諾否が判断できない。また、利用の度に権利者に条件的合意を含む許諾を得て利用するものである。
- ・市販の商用コンテンツについて、権利者が利用の諾否を判断するにあたっては、具体的

な利用態様を申請者に確認した後、関係者との調整を行うことが必要であり、返答に時間を要するケースもある。

- 商業的に流通している著作物について、著作権者が判明している場合に問い合わせに対して回答がない場合に利用できるというのは、権利者や出版社に過度な負担を求めるものであり既存ビジネスに悪影響がある。
- 著作権者等の意思表示がない場合は本来拒絶の意思と判断すべき。また、許諾するつもりのない者にその旨の意思表示を強いることはできない。
- 「返答がない」と判断する期間をどのように判断するか。
- 現行の裁定制度における「相当な努力」と同等の水準で、窓口組織または利用者が権利者の探索及び意思を確認すべきである。
- 視覚芸術分野については、およそ全ての著作物について「意思表示」がされておらず、既存の権利者ビジネスに大きな影響を与えることが予想される。
- 著作権者の Web サイトや著作権者が制定したガイドライン等において包括的な意思表示を行うことによっても「意思表示」があるものとし、個別の問い合わせメール等を必須としないよう、実情に即した多様な意思表示の形態を柔軟に認めるべき。
- ライセンサーがライセンシーの意思表示を代理して行うことも可能とする。

2. 窓口組織について

○令和3年度文化審議会著作権分科会における主な意見

- 一元的な窓口組織による権利処理の仕組みに大きな期待を寄せている。ユーザーから見て窓口が1つであれば、その後ろで、例えば拡大集中許諾制度や裁定制度など、様々な法制度の組合せがあるとしても、ユーザー側から見ると分かりやすい仕組みになり、非常に好ましいと考える。
- 一元的な窓口組織が活用できるようになると、拡大集中許諾に準じた効果が期待できるのではないかと。
- 権利処理に資する一元的な窓口の機能として、探索の代替ということを入れてはどうか。これまでのヒアリングで、多くの権利者団体からも、探索について「事務局にあまり人がおらず大変だ。」との意見があった。
- 権利者だけではなく、ユーザー側の視点を入れられるような役員構成にする必要があるのではないかと。また、権利者でもユーザーでもない、例えばプラットフォームのようところが運営することも1つの選択肢だと考える。
- その組織の運営費用を誰が負担するかという問題が重くのしかかってくると思うので、少なくとも当面の間は運営費用を公的なお金で支えていくことが必要になってくるのではないかと。
- 窓口の整備が全体の前提となるもので、最も重要である。一方で、ここまで指摘があるように、コストや収入の設計が一番の難問である。公的資金を確保する上で、政策のプライオリティーを上げていく必要があるため外に向けてメッセージを発することが重要。

○文化審議会著作権分科会中間まとめ（令和3年12月）抄

- 著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行い、著作権者が明確な場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に取次や案内を行う。
- 著作物等を利用する際に相談できる窓口組織の存在は、適法な利用を促すとともに、著作権の普及啓発に資することも期待できる。

- 分野を横断する一元的な窓口組織には一定の管理運営コストが生じると考えられる。このため、分野横断権利情報データベースの活用等による管理運営コストを最小限にする工夫や、探索支援、権利処理支援に伴う手数料収入や受益者である利用者からの一定の負担等、持続可能な仕組みとすることが求められる。また、関係者の理解を得て、授業目的公衆送信補償金の共通目的事業による支援も考えられる。
また、この組織には、想定される利用場面に応じた利用者が参画する仕組みとすべきである。
- 引き続き、調査研究事業の実施等を含む十分な支援の在り方について、検討が行われるべきである。

○令和4年度法制度小委員会第3回参考資料2（ヒアリング資料） 抄

- 著作物の適法利用の円滑化を図るため、窓口組織を設け、新しい権利処理に係る手続を一元化することが必要である。この窓口組織は著作権者等へのアクセスを容易にするための組織でもあり、著作権者等や利用者双方のための組織であると考えられる。
現時点で想定される窓口組織による主な役割は次のとおりである。
 - ・ 著作物の利用に係る相談
 - ・ DB等を活用した著作権者等又は著作権等管理事業者の探索・案内
 - ・ 新しい権利処理の案内・手続執行（使用料相当額の算出と利用料の收受・公告・著作権者への支払い）

※補償金に関する指定管理団体との違い（これまでの検討状況）

- ・ 今般の仕組みは、権利者不明等や意思表示がないことを前提にしており、現行の裁定制度と同様、窓口組織において著作権者を探索し分配は行わない
- ・ 窓口組織は公告を行い、著作権者からの申し出に基づき予め收受した利用料の支払いを行う
- ・ 利用料の決定に当たって、著作権等管理事業者等の協力を得る
- ・ 利用者が参画する仕組みとする
- ・ DB等への公的支援や授業目的公衆送信補償金の共通目的事業等の支援を検討

(以上)